

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号						
(1)	気候変動影響評価・適応推進事業 （平成18年度）	1,2,3,4	0033	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－	－
(2)	－	－	－	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－	－
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－	－
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	－

評価結果	目標達成度の 測定の結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり															
	(判断根拠)	【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】 気候変動適応法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。 ○令和2年12月に公表した気候変動影響評価報告書を踏まえ、令和3年10月に気候変動適応計画を改定し、短期的な施策の進捗管理として、分野別施策及び基盤的施策に関するKPIを設定した。 ○令和7年に公表を予定している次期気候変動影響評価に向けた方針を検討するとともに、科学的知見の情報収集を行った。 ○気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和5年度気候変動影響評価等に関する調査・検討等業務」を実施し、様々な分野の学識経験者らからなる気候変動適応策のPDCA手法検討委員会を開催した。 【地域における適応の推進】 ○地方自治体の地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、以下の取組を行ったほか、情報提供等を行った。結果、4県が地域気候変動適応センターを確保した。 ○地域で活動する市民等と連携して地域の気候変動影響に関する情報を収集する「令和5年度国民参加による気候変動情報収集・分析事業」を実施し、北海道、福島県、埼玉県、長野県、富山県、京都府・京都市、香川県、長崎県、大分県の9道府県1市の地域気候変動適応センターが参加した。 ○気候変動適応法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)」において、地域の気候変動影響等に関する分科会活動等を通じて、地域の関係者が連携して実施する適応策等について意見交換を行った。 気候変動適応法第27条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。 ○令和5年度は16か国(平成27年度からの累積数)において、各国政府関係者と協議し、当該国内の適応計画に関する政策の遂行(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る技術協力を通じて気候資金調達支援を実施した。 ○「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を活用し、アジア太平洋地域の国々への情報提供と人材育成を行った。特に、気候変動データベースの作成(国立環境研究所との協同)とバングラデシュ行政官に対して複合連鎖災害ガイドブックを作成し、掲載している。																
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	○気候変動適応計画に基づき実施した施策について、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチが必要と考えられる。 ○科学的な適応策の推進に向けて、研究機関との連携を図る必要がある。 ○継続的なフォローアップを着実に実施する必要がある。 ○第2次気候変動影響評価報告書をもとにさらなる知見の収集を進めるとともに、気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)等の情報基盤の整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。 ○地域における気候変動影響に適切に対処するため、地方公共団体の区域を越えた広域連携による適応を促進する必要がある。 ○国際二国間協力事業は国別適応計画(NAP: National adaptation plan)プロセス実施を主導する適応人材の能力強化を推進し、資金調達を途上国主導で達成させる必要がある。 ○SDGsのターゲット13.1(全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。)の達成に向け、適応に特徴的である気候変動に脆弱な国並びに「地方」における喫緊な政策課題について取り組みを促進する必要がある。																

	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 ○関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、気候変動影響の評価の結果や気候変動適応計画の進捗管理と見直しを行う順応的なアプローチにより適応を進める。 ○気候変動適応の進展の状況を的確に把握し、評価する手法の開発を進める。 ○適応施策を関連する研究機関との連携を図りながら推進する。 ○地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。 ○広域協議会や気候変動適応全国大会を通じた情報共有、適応e-ラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用促進を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。 ○国際二国間協力事業成果を周辺国に展開する。 ○AP-PLATを通じた適応人材能力強化を実施する。 ○平成30年6月に成立し、12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)について、気候変動に伴い豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることが懸念されることから、こうした気候変動影響に対し、同法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。 ○各国の地方の情報を的確に収集し、地方が主導する適応策の実施を推進する。 【測定指標】 ○変更の必要なし。		
学識経験を有する者の 知見の活用	○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価・適応小委員会において、気候変動適応法施行後5年の施行状況の検討を行った。 ○令和7年度に公表予定の次期気候変動影響評価に向けた方針の検討、科学的知見の収集の検討・実施のため、各分野の学識経験者で構成する「気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループ」において、助言を受けた。 ○気候変動適応広域協議会では、地域の適応課題に応じた有識者をアドバイザーとして招聘し、気候変動影響に関する調査及び地域の関係者の連携による適応策、地域における適応の推進に係る助言がなされた。 ○気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行い、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」において、助言を受けた。		SDGs目標との関係	【主な目標】 気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づき、様々な主体・分野の適応を総合的に推進した。また、次期気候変動影響評価の実施に向けて評価手法等の検討を行った。また、本計画の進捗状況を把握するため、令和4年度に実施した施策についてフォローアップを行うとともに、適応策による気候変動影響の低減効果の評価手法の検討を実施した。これらにより、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ・広域協議会および適応全国大会を開催し、全国の地方自治体や関係省庁、研究機関等、気候変動適応に関わるステークホルダーと広く情報共有するとともに、各地域の気候変動影響等について議論を行い、適応策の推進のための連携を深めた。こうした取組により目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献した。 ・令和5年から開始した官民連携による早期警戒システム事業では、官民連携協議会を設置し、海外展開に関心がある技術提供企業との連携を実施している。また同時に、2国間でのバイ会合やASEAN環境大臣会合において、当該事業を紹介し企業による海外展開の足がかりを形成することで、目標9番「産業と技術確信の基盤を作ろう」の達成に貢献した。
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	—			